行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年9月2日	宝樹運輸株式会社(法人番号5170001005308)代表者 辻本　貢	和歌山県和歌山市直川160番地20	本社営業所	和歌山県和歌山市直川160番地20	輸送施設の使用停止処分(12日車)	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号	令和7年10月20日及び令和8年2月18日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	2	2
令和8年9月3日	株式会社総合荷役物流 (法人番号7430001054565)代表者 進藤　学	北海道苫小牧市あけぼの町3丁目6番16号	関西営業所	滋賀県高島市マキノ町中庄内字宮崎1204番地35	輸送施設の使用停止処分(110日車)	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号	令和7年4月18日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)酒酔い・酒気帯び運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第5項)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(3)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(貨物自動車運送事業法第23条)	11	11
令和8年9月4日	優共運輸株式会社(法人番号3150001013636) 代表者 藪　安司	奈良県香芝市畑2丁目1493番地の3	本社営業所	奈良県香芝市畑2丁目1493番地の3	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第1号第1項	令和8年7月29日、労働局からの通報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	0	0
令和8年9月8日	有限会社京彩自動車(法人番号8130002021552)代表者 高山　富喜子	京都府京都市右京区鳴滝般若寺町5番2号	本社営業所	京都府京都市右京区鳴滝般若寺町5番2号	輸送施設の使用停止処分(50日車)	貨物自動車運送事業法第59条第1項	令和7年10月27日及び同年11月13日、適正化実施機関巡回拒否を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」という)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(5)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(6)許可条件違反【その他の条件違反】(貨物自動車運送事業法第59条第1項)	5	5